

文教厚生常任委員会記録

日 時 令和7年7月24日（木曜日）13時29分～14時55分

場 所 議員控室

出席者 阿部委員長、磯野副委員長、平山委員、舟見委員、村上委員、村田議長
濱野教育長、宮崎社会教育課長、木村社会教育課主幹、藤田体育振興係長
オバザーバー 工藤議員、逢坂議員、小寺議員
事務局 鈴木局長、嶋元係長

阿部委員長

それでは、時間となりましたので、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の調査案件は、1つ目が部活動の地域移行について、2つ目が公民館旧館建て替え事業についてとなります。

教育長、本日出席いただいているので、一言いただきて担当課より説明受けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

1 部活動の地域移行について

担当課説明

説明員 濱野教育長、宮崎社会教育課長、木村社会教育課主幹、藤田体育振興係長

濱野教育長 13:29～13:30

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しいところお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の議題は2件でありまして、1件目は中学校のクラブ活動の地域移行について、国の動きが変わってきましたので、その内容と現在羽幌町として進めている動きについてご説明を申し上げたいと思っております。もう一点は、前回議会の中でも出ましたが、ハートタウン2階の活用方法についてご説明を申し上げたいというふうに思っています。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

藤田体育振興係長 13:30～13:45

それでは、私のほうから部活動の地域移行について説明させていただきます。

資料は、お配りした右上に資料ナンバー1と書かれたA4縦の資料になります、こ

の部活動の地域移行についてという資料に沿って説明させていただきます。また、この資料とは別にA4横のカラーの資料、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終取りまとめ概要という資料になりますが、こちらは国の方で公開している資料となりまして、こちらも御覧になりつつ確認していただければと思います。

それでは、資料1番、現時点での国の考え方につきまして今お配りしたカラーの資料、令和7年5月16日に文部科学省主催で開催されました地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の結果を基に国が示しました新たな方向性について説明させていただきます。

(1)、部活動改革の理念及び基本的な考え方としまして、①、急激な少子化が進む中においても将来にわたって生徒が継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保、充実していくことが改革の主たる目的である、この理念には学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導などの実現についても考慮することとされています。

②、これまで学校単位の学校部活動として行われてきた生徒の自主的、主体的な参加によるスポーツ、文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障することが重要であるとしています。

③、これらの理念に基づき生徒の新たなスポーツ、文化芸術活動の場として創設される地域クラブ活動においては、生徒を中心に考え、豊かで幅広い活動が実現されるようこれまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させつつ、新たな価値を創出することが重要であるとしています。

これらの今の理念や地域クラブ活動の在り方などをより的確に表すため、これまで使用されていました地域移行という名称を令和8年度から地域展開という名称に変更して取り組んでいくこととなります。

これにつきましては、少し追加した説明をいたしますと、名称を変更した意図としまして、地域移行という表現には学校の役割が終わって地域に活動を一方的に任せるという誤解を招くおそれがあるとの指摘があり、こうした背景から国の会議にて活動を地域で共に広げ、支えるという意味合いを込めて地域展開という名称に変更することとされています。

(2)、国の今後の改革の方向性について説明いたします。国の取組方針を踏まえながら地方公共団体が具体的な改革を進めるに当たっては、幅広い関係者の理解と協力の下、平日、休日を通じた活動を包括的に企画、調整し、多様な選択肢の中から地域の実情に合った望ましいやり方を見いだし、改革の方針を決定することが重要であるとされています。

①、改革の進め方としまして、まず休日につきましては、次期改革期間内において原

則として全ての学校部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すとしています。ただし、中山間地域や離島地区など過疎地域をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合も想定されることから、国としてもきめ細やかなサポートを通じて地域展開の後押しをする必要があるとしており、それでも次期改革期間内での地域展開が困難な場合には当該地方公共団体において将来的な方向性や計画等の検討を進めるとともに、当面学校部活動の地域連携として部活動指導員の配置などを適切に実施することも考えられるとしております。

次に、平日につきましては、指導者確保をはじめとする課題も多く、休日と比べると全国的に全体として取組の進捗は緩やかな状況にあり、いまだ取組の参考となる地方公共団体の事例の蓄積が十分でない状況にある。そのため、先行して地域展開などを進めている地方公共団体の実践例なども踏まえ、次期改革期間において各種課題を解決しつつ、さらなる改革を推進する。まずは、国において地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証などを行うとともに、地方公共団体においては平日、休日を通した活動を包括的に企画、調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を進めることとしています。

2ページを御覧ください。今出ています次期改革期間について説明させていただきます。ここで示す改革実行期間というのは、令和8年度から6年間とされております。内容としましては、令和8年度から10年度を地域展開の前期としまして早期に取り組み可能な地域から順次実施に着手し、その結果の中間評価を実施、その後その成果や課題を踏まえて令和11年から13年度の後期に展開定着を図るといった考え方になっております。

③、費用負担の在り方など、地方公共団体において地域の実情などに応じて安定的、継続的に取組が進められるよう受益者負担と公的負担とのバランスなど費用の負担の在り方を検討する必要があるとしております。公的負担につきましては、国、都道府県、市町村で支え合うことが重要とされております。特に今後受益者負担の水準については、国において金額の目安などを示すことを検討する必要があるとしております。

(3)、部活動改革の取組状況に関する調査ということで、国が今実施しているこの件の取組として令和7年5月にスポーツ庁及び文化庁により部活動改革の取組状況に関する調査が全国の市町村を対象に実施されております。この調査の目的として、スポーツ庁及び文化庁では令和4年12月にガイドラインを策定しており、そのガイドラインに沿って部活動改革の取組を推進しているところであります。このガイドラインには、全国の部活動改革の取組状況について定期的にフォローアップを行うことということを踏まえ、今回部活動の地域連携、地域移行と地域スポーツ、文化芸術環境の整備に関する取組状況及び今後の取組方針などを把握するためということで調査が実施されております。

国の改革の進め方のまとめということになりますが、改めてになりますが、休日については次期改革期間である今後6年間のうちに原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。平日につきましては、各種課題を解決しつつ、さらなる改革を推進。まず、国において地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検討などを行うとともに、地方公共団体において地域の実情などに応じた取組を進めるとされております。

続きまして、2番、当町における中学部活動の現状について説明いたします。(1)、地域に移行していない部活動としまして、羽幌中学校で女子バレーボール部、サッカー部、卓球部、吹奏楽部、天売中学校でバドミントン部、焼尻中学校で卓球部となっております。

(2)、中体連のみ学校で対応など一部の移行も含み地域に移行しているものとしまして、羽幌地区で野球、バスケットボール、陸上、スキー、柔道、剣道、空手、ダンスとなっております。

3ページ目を御覧ください。羽幌町のこれまでの取組と今後の対応について説明させていただきます。(1)、関係団体等との協議につきまして、令和6年10月に留萌管内部活動の地域移行に係る情報交換会、留萌教育局主催で開催されております。こちらは、管内の市町村担当者によるオンライン情報交換会を行いました。令和7年1月に留萌教育局部活動地域移行サポートチームとの意見交換を実施しています。こちらは、留萌教育局の職員が来庁し、直接意見交換を行ったものです。令和7年2月に移行していない種目としてサッカー少年団の代表に現状と中学校部活動の受入れについて協議を実施しました。この協議では、サッカーポートが減少傾向にあり、少年団の存続も危ぶまれる中ではありますが、できる限り協力をしたいという話をいただけています。

(2)、地域おこし協力隊の任用について、令和7年5月1日付で羽幌町のスポーツ振興と部活動の地域移行に向けた取組のための体制整備を目的に地域おこし協力隊を任用しております。これまでの動きとしましては、離島地区を含む羽幌町立の各小中学校や一部スポーツ少年団への挨拶及び情報収集、意見交換を実施しております。活動の内容としては、その他スポーツイベントの開催の模索やこの後説明いたします部活動の地域移行の先進地視察などの取組を実施しております。

(3)、先進地視察の実施について説明いたします。現段階で職員も含め2回実施しております。1件目、令和7年5月13日に地域おこし協力隊と共に留萌市を訪問しております。留萌市は、部活動の地域移行への取組が先行していることで周知されていたため訪問いたしましたが、5月の時点で完全移行している種目はないとのことでした。当町と同じく課題としまして、指導者不足、移動手段の確保が難しい、指導者への報酬など

の検討を挙げられておりました。今後は、新たにリーフレットを作成し、留萌市中学校部活動指導者、サポーター募集というチラシを作成し、周知しておりますが、なかなか応募者がいないことや仮に応募者があったとしてもその方が指導者として適正であるかという判断がなかなか難しい課題であるとの話でした。

②、2件目としまして、令和7年7月3日から4日にかけまして、こちらも地域おこし協力隊と共に安平町、むかわ町を訪問いたしております。両町とも町から委託事業という形でそれぞれ地元のNPO法人総合型地域スポーツクラブにより地域移行の取組が先進的に実施されております。安平町は、道内でもトップクラスの先進地であり、令和7年度中に全ての種目の完全移行を目指しているとのことでした。むかわ町は、現在柔道のみの完全移行ということでしたが、そのほかの競技については外部指導者に依頼するなど教職員の負担軽減に努めているとの状況がありました。両町とも指導者に対し報酬があるとのことでした。安平町では、最終的に地域クラブの自立を目指しており、報酬の支給は国の交付金による支援期間に限ることとし、交付金終了後は報酬の支払いを終了する方針とのことでした。むかわ町におきましては、そういった期限を決めることではなく、子供たちに支障がないようできるところから取り組むという考えがありました。なお、安平町とむかわ町、両町とも地域おこし協力隊を地域スポーツクラブのサポート要員として任用し、安平町は3名、むかわ町は1名ということで部活動の地域移行についても取り組んでいるとのことでした。

これらのことから、部活動の地域移行につきましては自治体ごとに考え方や取組が異なっており、どの方法が正しいというものではなく、それぞれ地域の事情に応じた取組を行っていることが分かりました。今後は、同じく地域移行の取組が活発な伊達市や余市町へ地域おこし協力隊による視察訪問を予定しており、羽幌町に適した方法や取組があれば積極的に参考とし、今後の対応に生かしてまいりたいと思っております。

(4)、今後の取組のまとめとしまして、引き続き地域おこし協力隊と連携し、移行が進んでいない競技については学校や各少年団の代表者や地域のサークル関係者などからご意見を伺いながら慎重に部活動の地域展開を進めてまいります。また、今後国から調査の結果や具体的な方針が示される見込みでありますことから、それらの指針を踏まえた上で羽幌町における適切な対応を検討し、段階的に取組を進めてまいりたいと思っております。

説明は以上です。

阿部委員長

それでは、1つ目の部活動の地域移行について説明を受けました。これより質疑に入

りたいと思います。質問のある方は、挙手にてお願ひいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:45～14:15

磯野副委員長 今の説明の中でも1点指摘されているように、指導員の人材確保ということが問題だと思うのですけれども、特に都市部は、大都市は幾らでもいるのでしょうかけれども、田舎へ来れば来るほどいなくなるということなのですけれども、この辺は見通しというか、町側の考え方でなかなかそういう応募がない中でどのような方法でいこうとしているのか教えていただきたい。

宮崎課長 ただいまの件につきましては、今後先ほど説明しましたとおり各関係先等よく話を聞きながら、それで人材の掘り起こしというところも隊員のほうも意識したところがありますので、今後そういうやり取りの中から何か可能性というのを探っていきたいなというふうに思います。なかなか難しい問題かと思っています。

磯野副委員長 地域おこし協力隊云々という話も出てくるのですけれども、これは要するに例えば羽幌町でやろうとした場合、公募というのは例えば管内で公募するのか、全道的にどこからでもという形でこういう指導員みたいな公募するというか、どのような考え方なのでしょう。

阿部委員長 暫時休憩します。

(休憩 13:46～13:46)

阿部委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

宮崎課長 基本的には、町内が原則かなと思っています。場合によっては、近隣の町村とかあれば、そういう可能性もありますけれども、原則は町内かなと思います。

磯野副委員長 もう一点、なかなか私も全部そしやくしているわけではないのですけれ

ども、部活のいわゆる地域移行ですか、地域展開という形で指導員ということなのですけれども、原則やはり学校の部活ということなので、基本的には全て、言い方悪いかも知れないけれども、いろんな形の責任だとか、そういうものは学校という、例えばどこかに、民間に移行してしまったら全て責任は全部そっちですよという考え方、それともあくまで学校が主体ですよという考え方なのでしょうか、その辺。

宮崎課長 学校での部活動の部分につきましては、学校行事というくくりなので、まずは原則学校かなというふうに思っています。それ以外の部分については、地域なり別なところにあるというような認識でいます。

磯野副委員長 例えば地域に展開しました、地域移行しました、指導員見つかりました、そういう中で例えば今まである学校の中でも部活として対外試合だとか全道大会とかに行くのですけれども、地域に移行してしまった場合にそこで新たに実は全国大会に連れていきたいのだとかなんとかということになると、その辺は学校の行事から離れてしまうということになるのでしょうか。

宮崎課長 ただいまの件につきましては、大会等の内容によって先ほど申し上げましたように学校行事であれば学校になるのでしょうかけれども、それ以外の大会だよということであれば学校の範疇から外れるのかなという認識ではいますけれども、そのときそのときのケースによると思いますので、なかなか一概に言えない部分もあるかもしれませんけれども、今のところはそういうふうな認識であります。

磯野副委員長 例えばよくあるのは、練習試合も兼ねた合宿だとあってなったときに今まで学校ではやっていなかった部分というのもそういう民間に移行したとしたら、実はこういう例があるので、ぜひあそこの町で合宿したいのだ、子供連れていきたいのだっていったときには、これは学校の管轄になるのか、全く学校はタッチしないということなのか。

濱野教育長 中体連とかというふうな場合については、あくまでも学校が責任を持つ、何かあったときにはそういうふうな形になりますけれども、地域に移行

した場合には地域の団体とか少年団だとか、そういうふうなところが責任を持ってやる、だから経費についてもそのような形になると考えています。

磯野副委員長 そこで、例えば学校の行事であれば全て、変な話、何かあったとき、けがでもしたら全部学校というような形になる、地域に移行した場合にはその辺の補償みたいのは、責任みたいのはどうなるのでしょうか。

藤田係長 町としましては、スポーツ少年団本部さんを介してスポーツ保険というものに入るよう支援はしております。逆に言うと、活動中にけがとかしての保険に関しては加入していただいていると考えております。

磯野副委員長 それは、強制加入ということではなくて、保険もありますよ、ぜひ入ってくださいよというぐらい、町のほうとしてはそのぐらいの指導ということなのでしょうか。

藤田係長 各少年団さんは連絡取り合っている中で過去からずっとその保険代は少年団で負担するということになっているので、自主的にはなるのですけれども、入っていただいていると考えております。

平山委員 地域移行ということで、今現在羽幌町として地域に移行しているものつてここに挙がっていますが、これはこの問題と言ったらおかしいけれども、課題が出てから地域に移行しているものなのか、それとも以前からあるもので今やっているのか、その辺確認です。

藤田係長 以前から移行しているものになります。

平山委員 ここに挙げているもの全て。

藤田係長 はい。

平山委員 野球もそうですか。

- 藤田係長 野球に関してもこの地域移行という言葉が出る前から移行しているというふうに聞いております。(何事か呼ぶ者あり)タイミング的にちょっと難しいものがあるのでけれども、地域移行という言葉が出て羽幌町役場として取り組んだ結果移行したわけではなくて、自主的に移行したということで、タイミング的にはこの話が出た前後かは、申し訳ないですけれども、細かいタイミングはちょっと分かりません。
- 平山委員 そうすると、以前からあるものだということなのですが、特別何か問題今まであったとかなかったとか、そういう部分って何かありますか。
- 藤田係長 移行している種目に関して特別体育振興係に相談とかは、今のところ聞いておりません。
- 平山委員 そうすると、特段今まであまり問題がなかったということで受け止めますが、ただそうするとこの移行した部分では指導者とかも既にそれなりの人たちがずっとやってきていてあまり問題ないということですね。それと、そしたらまず移行していない部活動なのですが、これについてはさつき次期改革期間の5年間ですか、6年間か、その中でどうするか、対応していくという形になるのでしょうか。
- 宮崎課長 その間これも今後においても各団体等と学校等と関係先と個別なり合同なりで協議をしていくて、どのような対応が取れるのかという部分は詰めていきたいなというふうに考えているところです。
- 平山委員 大体分かったのですが、今までの移行しているもので特別問題はなかったということだったのですけれども、問題なかったというのは何とも言えないので、もし子供たちの中での問題とか、子供たち同士の、部活に入っている子供たちの何かトラブルだとか、そういうものが起きたときには全て今まで指導者の方が解決してきたという受け止めでいいのか。
- 濱野教育長 そのような話は聞いてはいないのですけれども、ただそのような形でスポーツ少年団だとか地域の方々の中でそれは話し合われてきたのかなとは思っています。

- 平山委員 そうすると、今後においてもそういう今の説明聞いているとあまり心配ないかなというような感じで受け止めざるを得ないのですけれども、その辺どうなのでしょうか。
- 濱野教育長 地域の指導者の方々は、昔からボランティアとして地域の子供たちを本当に指導してくださっています。それは、本当に感謝をしているのですけれども、今後に向けてということですけれども、先ほど説明の中にもありましたけれども、こういうやはり人口がどんどん減っていく中で指導者自体が本当に見つからないというような形もあるのかなというふうに考えています。そういうふうな場合には、もし今学校のほうでクラブ活動とかというのが維持できるのであれば、そういうふうな形で地域移行はできなくても学校としてもしやりたい子供がいるというのだったらそのままできる範囲内でいきたいなというふうには思っております。
- 村田議長 今までの中で結構移行してきている部分もあるのですけれども、ここに書かれている取りまとめとか、それから視察先なんかいくと指導者に対しての報酬ありというところと、あと説明の中でいくと受益者負担の水準についてというところ、ここら辺はこれから移行していないものを移行していく場合に関しては当然そういうことを踏まえていくのでしょうかけれども、移行してもうスタートしているものに対してはここら辺の考え方というのは考え方を変えるのか統一していくのか、そこら辺はどういうふうな進め方をするのか。
- 濱野教育長 この中で視察しているところもそうなのですけれども、国とかのモデル事業とかで動いている場合には指導員の報酬とかというのも1日2時間限度で、そして1時間幾らとかというような報酬は払われているという方はあります。でも、そういうところも視察して報告を聞くと、国の助成制度が終わった段階でそれもなくなりますよというふうな形で、そしてまた先ほども申しましたように今実際に地域のきちんと指導してくださっている方々はみんなボランティアとか手弁当なのです。そういうふうな形で、そこにまた報酬というふうな形というのはなかなか難しいというふうに思っています。

- 村田議長 本当に難しいお話だから、どういう答えが正しいかというのも分からぬいのですけれども、今の移行期間の中に報酬というものをうたつていて、過ぎて報酬がなくなるといつたら、逆にそれならもう指導できないわってなっていく可能性も十分あると思うし、あと羽幌町はこれだけの人口減少の中で学校単体ではできないスポーツも当然あります。そうすると、隣の町とということも、今は野球なんかもそうですけれども、そういうことも考えなければならないときには、逆に言うと今度その指導者がいつも同じところで、例えば羽幌中心からもしかしたら初山別だとか苦前町とか、交通、要はガソリン代をかけて行ったりしなければならないこと、当然いろんなこと起きてくるので、本当にそれを国からの交付金がなくなつてボランティアというところに重きを置いて続けられるのかなというところが非常に心配な部分もあるのですけれども、そこら辺もし何か考えがあればお答えを。
- 濱野教育長 指導員に対しての報酬とかというのは、また別にしておきまして、今実際にいろんな少年団だとか地域に移行しているところでは月謝のような形で少額って言つたらいいのでしょうか、何千円ぐらいで月謝を払つてそこでやつてているというふうな形になっています。ですから、今後もそのような形で保護者の方々、父兄の方々の納得いただいた段階でそういうふうな形で動くというのは非常にいいことだなと考えています。
- 磯野副委員長 部活の指導員、先ほど、できれば地域の人だと一番いい、いない場合はこれからも考えると。でも、確認なのですけれども、何が何でも指導員を引っ張ってきてやなければならないということでもないですよね。その確認です。
- 濱野教育長 この中にも出ていますけれども、地域の実情に合つた形でやってもらいたいというのが國のほうでも思つてゐるところだと思っています。
- 平山委員 確認。先ほど保険の話聞きました。当然指導者もそういう保険には入つていますよね。もしけがしたり、何かあつたら大変なので、その辺だけ確認ですけれども。

- 木村主幹 ちょっと知識があるので、私のほうから回答させていただきたいと思います。僕も中学校のクラブチームで運営をしていた経験があって、中学校のクラブチーム、少年団の話になっていますけれども、今あくまでも中学校の部活動移行の話だと思うので、その点で説明すると、大会に出場する要件として保険に入っていないなければならないというのがクラブチーム、移行先のチームでは保険に必ず入らなければならないという決まりがあります。部活動についてもそういう決まりがあって大会に出てるので、当然指導者も選手も入っている状態になっています。
- 阿部委員長 私のほうから確認したいと。2ページ目の当町における現状の中で、まず地域に移行していない部活動というのがありますけれども、これについては現在学校の先生が指導者としてやられているのかなと思いますけれども、当然学校の先生ですから、異動は付き物ですので、もしかしたら来年になったらいなくなってしまう、そうなったときは今入部している子供たちは当然行き場所がなくなってしまう可能性はありますけれども、その辺について、また3ページのほうにもサッカー少年団の代表の方と話をしたとありますけれども、その他の部活動、女子バレー、卓球であったり、卓球、吹奏楽、離島のほうでいければバドミントン、卓球、そちらのほうの少年団の指導者、監督の方とはお話しとかはされているのかどうかお聞きしたいと思います。
- 宮崎課長 現在のところまだお話しできていない部分はありますけれども、今後先ほど申し上げましたように関係先という中でいまだ移行していないところの団体さんとも話をていきたいというふうに考えています。
- 阿部委員長 ぜひ話をしていく中でいろいろとそれぞれの抱えている課題というのが、町で考えている課題、国から示されている部分もそうですし、中学校として考えている部分も、あと受皿となる少年団の指導者の方々の考え方もありますので、そういう中でぜひいろんな意見を出していただきながら、できるだけ子供たちの行き場所がなくなる形にしていただきたいなと思いますけれども、これがどこまでお答えできるかどうか分からぬですけれども、まず地域に移行していない部活動において例えば急になくなった、来年から部活動の顧問の方がいなくなった場合、他の

近隣町村、管内とかでそういった子供たち、例えば女子バレーボールが羽幌で顧問がいなくなったら、ではほかのところに行ってすぐできるものなのか、そういった管内の中での連携、学校間、教育委員会等の連携というのは取れているかどうかお聞きしたいと思います。

濱野教育長

まず、クラブ活動の顧問の先生については、競技経験がある先生が本当はいたら一番いいのですけれども、そうでない場合も競技経験がなくても顧問というような形で先生がついて、そしてクラブ活動を維持していくというふうな活動になろうかと思っています。そして、実際ちょっと聞いたところで確信はちょっとないのですけれども、たしか卓球とかでも苫前のほうに行って練習をしているとかというふうな話はちょっと聞いたりもしています。

阿部委員長

多分どこの管内のほうでも今地域に移行しているものでいけば、羽幌中学校の野球部が今チーム名として別のチーム名になっていますけれども、ありまして、天塩であったり、北のほうはそちらのほうから来ていますので、そういった形で継続されているのかなと思います。
やっぱりもう一つ気になるのは、地域に移行しているものの指導者が中体連に参加できていない部活動があると思いますけれども、その辺はどのぐらいの部活動が、指導している少年団の指導者の方が一緒に行って、そこで試合中にアドバイスをするというのが本来いいことだとは思うのです、競技結果を出していくためには。その辺どうなっているのか教えていただきたいと思います。

濱野教育長

今中体連のほうに出る場合には、羽幌の野球、フェニックスミドルというところなのですけれども、北は天塩、南は小平のほうからもずっと子供たちが通っています。これについては、最近中体連の中で全部がそうだという形ではないのですけれども、部分的な競技で学校単位ではなくてクラブチームで出場してもいいよというふうな形のものが今出てきています。あとそれと、非常に今各市町村の教育委員会のほうからも中体連のほうにお願いはしているのですけれども、中体連は先生方の協力を得るためとかというような格好で平日の開催日というふうな形になっています。それを何とか土日にできないのかというふうな形でも要望はし

ているのですけれども、現在のところ平日開催ということで、どちらかというと練習中のコーチだとか監督とかという方が仕事を休めないとかというような場合には急遽ですけれども、先生がついていってというふうな、そういう形になってしまっています。

阿部委員長

今何でこの質問したのかといいますと、地域に移行していない部活動を幾つか挙げられていますし、また移行している部活動もありますけれども、中学生より下の小学生の少年団の方々にちょっと話を聞いて、移行している、移行していない、少年団の指導者の方に何件か私の知り合いもいますので、聞いたら、日中当然仕事していますので、簡単には休みない等で、やはりネックになるのは先ほど議長のほうからも質問ありました報酬の部分であったり、部活動としての競技であったり、文化のほうもありますけれども、吹奏楽とかもありますけれども、部活動として考えるものなのかな、本当に競技者として考えていかなければならぬのか、その辺去年も同じような質問をしたことはありますけれども、やはり先ほども言いましたけれども、どういった形がいいのだろうかというのがなかなか少年団の指導者の方々からも話を聞いていたら見えてこないというのが実際ありましたので、当然教育委員会側で中学校のほうも果たしてどういった形で自分たちは部活動の地域移行というのを、地域展開といった言葉になりますけれども、どっちに向かったほうがいいのだろうかといった逆に聞かれた部分もありましたので、やはり今後、改革実行期間というのが令和8年度からですけれども、それまでにできるだけそういった少年団の指導者の方であったり、また中学校のほうもどういった形がいいのかというのもぜひ聞いていただきながらこの件については進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

村田議長

先ほど教育長からのお話で野球の部分でお話しされたのですけれども、天塩だとか小平から来て一つのチームとして出場できるようになったというところでいくと、非常に狭い門からみんなでやれるというところでいくと、そういう競技に関しては非常にいいことだと思うのです。ここに移行しているものでいくと、そういうものというと野球とかバスケッ

トボールというのは、バスケットボールはもしかしたらもう他町村と一緒にやっているのかなと思ったりもするのですけれども、これからの中組として移行していないバレーボール、サッカーなんかは当然やっぱり今のこの少子化の中でいくと1町村ではチームをつくれないというようなところが出てくるようになって、これはこれで移行する段階から例えば羽幌町だったらきらりの3町村だったり、広域でやっているという部分も含めると、学校管理側が連携した中でスタートする時点からそういうことをしていい移行の形を取ることで1町村ではできないクラブでも3町村集まることによってバレーチームができたり、サッカーチームができたりというところをやっぱりつくってやらないと、子供たちの選択肢が非常になくなっていくと言ったらしいのか、狭くなる、あとそれは同じことで、個人競技でもやっぱり1人よりも多く、吹奏楽なんか特に多いほうがいいというのは当然ありますし、そこら辺も結構これから移行して展開していく上で加味して広域的な部分というのは大事になるのではないかなって私の中では思うのですけれども、そこら辺どのように取り組んでいこうと思っているか、もしあれば。

濱野教育長

野球が非常にいい例かなというふうに思っています、地域のやはり人数の多いスポーツ競技だとか、吹奏楽のように多いメンバーでの合奏とかというふうな中で1つの町では、それぞれの町ではもうできないような、少子化によってそういうふうな形というのが本当に目の前に見えてきているなというふうに思っています、やはりこれからはこういうふうな1つの町ではなくて、いろんなところからやりたい人がそういうふうに集まってこれるような、そういうふうな関係というのを各近隣町村なんかを中心にしながら、そういうふうな話し合いとかというのはしていかなければならぬなというふうに考えています。

阿部委員長

ほかございませんか。（なし。の声）なければ、これで1点目の部活動の地域移行について終了いたします。
暫時休憩いたします。

(休憩 14:15～14:25)

阿部委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、2つ目の公民館旧館建て替え事業について説明していただきます。

2 公民館旧館建替事業について

担当課説明

説明員 濱野教育長、宮崎社会教育課長、木村社会教育課主幹

宮崎社会教育課長 14:25～14:30

それでは、公民館旧館建て替え事業につきまして、お手元の資料のナンバー2に沿ってご説明いたします。

まず、1つ目の主な経過ということで記載をしております。

次に、2の事業内容の見直しについてでありますけれども、現在全庁的に取り組んでおります財政推計を踏まえた公共施設マネジメント計画の改訂に合わせまして本事業につきましても見直しを行っているところであります。主な考え方としましては次に記載をしております3点でございます。

まず、1点目につきましては、既存施設の有効活用でございます。これにつきましては、現在の利用実態ですとか今後の利用見通し等を勘案しまして公民館の新館の各スペースの活用をはじめとしまして、その他の既存施設としまして具体的には①としましてハートタウンはぼろの2階の部分でございます。これにつきましては、諸条件をクリアすることが前提となりますけれども、図書室などの機能について移転をしたいというふうに考えております。

次に、②としまして総合体育館でございまして、ここの多目的室ですとか会議室等につきまして今の公民館の旧館のホールの部分ですとか会議室のスペースとして活用できるというふうに考えております。

次に、③としまして現在商工観光課が所管しております勤労者研修センターの2階部分でございまして、ここではホールですとか、2階に和室がございます。そういういた機能につきましても活用したいというふうに考えております。

その他既存施設につきましてもそれぞれの利用内容に応じまして活用することを考えているところでございます。

次に、2点目は、既存施設を継続的に使用することでございます。当初の計画では、複合化を予定しておりました郷土資料館ですとか文化道場につきましては複合化をせず、

現施設を可能な限り使用していきたいというふうに考えております。

次に、3点目につきましては、いわゆる日影規制の抵触について是正をすることでございます。このことにつきましては、隣接している敷地の建物と公民館を接続することで是正をしていきたいというふうに考えております。

次に、3のこれらの見直しによる事業内容ということで、現時点での予定について記載をしております。まず、1つ目として旧館部分の解体、それから2つ目につきましてはただいま申し上げました隣接地の建物と公民館を接続する渡り廊下、このほか電気室や機械室等の新設、それから3つ目としまして外構等の工事でございます。なお、実施する時期ですとかその他詳細につきましては、今後公共施設マネジメント計画の改訂作業ですとか実施設計等で詰めていくこととなっております。

次に、4としまして今後の予定についてでございますけれども、この後関係機関への説明ですとか協議、これらを進めるほか、ハートタウンはぼろへの機能の一部移転、それからその後公民館の工事に関する実施設計、それから施工ということで考えております。

説明は以上となります。よろしくお願ひします。

阿部委員長

それでは、説明をいただきましたので、これより質疑に入りたいと思います。質問のある方は、挙手にてお願ひいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:30～14:55

磯野副委員長 以前に委員会、どっちの委員会だったか忘れましたけれども、設計に関しては図面等も委員会に提出されたと思うのですけれども、それがここで言ういわゆる公共施設マネジメントのプランが見直しされるということは大幅に設計も見直すというふうに理解していいのでしょうか。

宮崎課長 先ほど申し上げましたとおり、既存施設を活用するであるとか、あるいは既存施設の継続使用ということで当初の計画からは大幅に変わらぬかなどというふうに捉えています。

磯野副委員長 ということは、前の設計図はもう破棄して全く新たな設計図というふうに理解していいですか。

宮崎課長 そのとおりでございます。

磯野副委員長 これは、今さら私が言う話でもないのですけれども、町から示されたいわゆる建て替えたとかの大変厳しいアクションプランということを見直さなければならないということなので、当然町民が見てもコンパクトであって、機能的であって、これなら納得できるというものを目指さなければならぬとは思っているのですけれども、その辺に関してはどのようなふうになるのですか。

宮崎課長 ただいまの件につきましては、先ほど申し上げましたように大幅に新設する部分はまずほとんどないということになりますから、なかなか委員おっしゃるような部分というのは難しいところもあると思いますけれども、残るところの新館の部分につきましてはこの後状況に応じますけれども、改修をしながらということで考えておりますので、そういったところで対処していきたいというふうに考えています。

磯野副委員長 町民の方も見ていくので、納得いくような本当にシンプルでコンパクトに建ててほしいと思います。

平山委員 この日照権の問題分から結構年数たっていますよね。これって何か期限あるのですか。

宮崎課長 現在のところ、少し主な経過のところに記載をしておりますけれども、北海道に対しましてこの関係では正計画書を提出しております。その中では、現時点の内容としては令和13年度末までに工事を完了させると、そのことでは正をするというような内容となっております。

平山委員 今後の予定の中でそれが入ってくると思うのですが、今令和7年か、それまでには当然できるようにしていかなければならないよね。それだけです。

村田議長 関連するのだけれども、説明は受けているから、要は新しい公民館増設しなくとも通路をつけてつながなければならないということは聞いてい

るのだけれども、どんなことしてもその通路はつけなければならないものなのか、あと今の中央公民館が違法建築物ですってうたわれていても日照権の話でJA側のほうが全然困っていないのですよって、このままでいいのですってなって、なおかつ新設の電気室だとか機械室なんかを、今の既存のほうの中にうまく入れることができて新たなものを追加しないというふうになつてもどうしてもやっぱりこの渡り廊下はつけなければならないものなのかなうなのかというところがどうも引っかかる、何かそうしなくともいいような方法って見つけられないのかどうか。

宮崎課長 お答えします。ただいまの件につきましては、私今年度に入りましてからも実は特例措置ですか、そいつたことがないのかということで留萌振興局の担当部署のほうに出向きましたして確認をしているところです。その際に担当者の方もいろいろと探してくださいましたのすけれども、やはり一番いい形がつなぐということあります。それで、今後詳細を詰めていく中でこの形のままもしいくとすれば計画と変わってくる部分が、当初2階同士でつなぐという部分があったのですが、こここの形が変わる可能性が十分今あるので、そこでどういった形、例えば最短距離でつなげる形がないのかとか、そういう形を相手方ももちろん承諾いただかなければいけないので、そいつたところも含めてなるべくコンパクトにいけるような格好で考えてはいきたいと思います。

村田議長 それだけやっぱり道のほうでもそうやって何とかならないかなという状態の中でも無理だということであれば、これは仕方ない、やらざるを得ないということは分かりましたけれども、その当時2階でつなぎましたっていいた部分は理由があって、下ではつなぐところがないのだよねというところから始まったのです。なぜといったら、下に普及センターが要は公民館側にあって、下は普及センターの出入口しかない、あと農業振興センターにつながっている入り口がないので、もしそれをぶち破つてつなぐとすると金融店舗につながなければならぬ、しかないというところなので、そこもまた非常に難しい問題が出てくるのかなというのがちょっと気になります。どちらにしろ法律上クリアしなければならないのであれば、そうせざるを得ないというので、それは私としても諦めざるを得ないのかなと。これはこれでやめます。

違う質問何点か、まず1ページです。既存の有効活用という中で、当然ハートタウンは図書室、小ホール、北浜記念室というところ、それから総合体育館も武道場もつながっていますから、そういうことに使うというのは分かるのですが、勤労者の研修センターの2階の部分、今は商工観光課ですよね、管理は。となると、同じ建物の中で管轄が違う形にするとなっても改修はまずしなくていいのかという部分と、あと知りたいのは2階の和室とか何かというのはどのぐらいの大きさのスペースのものがあるのか、もし分かればお答えをいただけます。

宮崎課長 今のところの状況ということでご理解いただきたいのですけれども、まず勤労者研修センターの2階の部分、ここについては商工観光とは内々でこういうことも可能性としてあるということでお話しした上での話になっています。それで、今現状の中では、そこの建物自体の改修というのは必要だという話は伺っておりません。それと、同じく2階の和室部分につきましては、詳細なデータ今持ち合わせていないのですけれども、今の公民館の旧館の3階部分にある和室の隣の部屋、休養室ってあるのですけれども、そこの倍程度かなぐらいの広さはあるなというふうには認識しております。

村田議長 となると、今の旧児童会館の3階の和室、あれだけのスペースを取るということはないということになるのか。あれだけの、あれ何十畳あるかちょっと分からないですけれども、何でその話をするかというと、人は少なくなっていてもかるたは畳でないとできないというのがあって、どこに移るにしても今までどおり活動ができるることはしてあげたいなというのがあって、そこら辺が確保できるのか。あと、それは今ちょっと話したので、そこのクラブの方々と話をしてどこか使える場所があれば、それはそれでいいのですけれども、そういう文化協会の中でもいろんなのがあっていろんなことがあるから、そこら辺やっぱり一つ一つクリアしていくかないとなかなか円満な移行はできないのかなというのもあるのですから、ちょっと聞いてみたので、そこら辺は心配あるかないか。

宮崎課長 お答えいたします。ただいまのかるたの使用の今後という部分なのですけれども、先ほど申し上げました施設以外にもその他ということではほか

の所管課になりますけれども、例えば老人憩いの家ですとか、あとサンセットプラザの和室ですとか、ほかの施設もありますし、あともちろん議長おっしゃるように団体の意向も確認しながらということにはなるのでしょうかけれども、どちらにしましても活動場所の確保ということはしっかりと維持していきたいなというふうに考えています。

村田議長 分かりました。

もう一点、その下にハートタウンの図書室、小ホールってどういう形で設計していくか分からぬのですけれども、図書室とか小ホールは今までよりもスペース的には広く取れるのか、それとも同じぐらいのスペースなのか、そこら辺ます。

宮崎課長 お答えいたします。図書室、それから小ホールについては、現在の旧館にある部分の面積よりは広い形になるというふうに捉えています。

村田議長 もしスペース的に取れるのであれば、図書室に隣接する形で本当はカフェみたいのができればいいのでしょうけれども、そうでなくともやっぱり憩いの場としてそこでゆっくり過ごせるぐらいのスペースがもしできるのであればありがたいなって思っていますので、よろしくお願ひします。

もう一点だけ、(2) の既存の施設の継続使用というところで、郷土資料館は簡単に壊すのはもったいない、それこそ郷土資料館、建物自体が簡易裁判所ですばらしい建物であるというのは分かっているのですけれども、継続してずっとこれからも使用していくってなると、当然手直しもするでしょうけれども、町として文化道場もそうですけれども、ある程度直していくと思うのですが、耐震化の部分に関しては触れなくていいのかどうなのか、やっぱり継続して使っていくのであればそこの部分もちゃんとしていくかなければならないのか、それとも今の形で、特に文化道場がそうですけれども、最低限の補修でいけるところまでいくのですという考え方なのか、そこら辺もし考え方があれば。

宮崎課長 お答えいたします。今のところは、必要最低限の補修をしながら可能な限り使っていきたいという考えです。

以上です。

村田議長 そちら辺は、文化道場使っている団体、1団体だと思いますので、まだ少しでも使ってほしいのだわということであれば、そんなにお金かからないようだということであれば、要望聞いて手直しぐらいしてあげても、気持ちよく使っていただけるかなというのもありますので、よろしくお願いします。

以上です。

平山委員 既存施設を有効に活用するところでハートタウンの小ホールってあります。これは、どういったもので使用することになるのですか。

宮崎課長 お答えいたします。今旧館にある小ホールの機能を移すという捉え方で資料のほうは記されていまして、各種会議もできることも想定しながら考えています。あとは、その他また内容によって使えそうなスペースを確保することありますから、希望に合えば使っていただきたいなということで考えています。

阿部委員長 私からも質問つていいますか、今回の旧館の建て替え事業の件、6月の定例会の一般質問で小寺議員の質問の中でありまして、それ以降町民の方からもこういった形で考えているのだなということでいろいろとお話をありました。ある程度空きスペースを活用するということ自体には理解は示されているのかなと思う一方、そこでもともとは商業施設ということでご商売されている方々なんかにしてみると、文化施設がそこに入ることよりもやはり空きスペースに企業が入ってもらえることによって中心市街地の活性化という部分が少なくなってしまうのではないかといった心配もされている方もいました。社会教育課がハートタウンの所管ではないですけれども、やはりどこかでそこに図書室を入れても人のにぎわいもつくれるのだということも、商工観光なんかいろいろな企画なども考え、例えば図書フェアと言ったらしいですか、何かそこでやることによって人を呼び込むといったことも当然考えていくのも一つだと思いますし、やはりその周辺でご商売されている方々にしてみれば、町としてもそういう方向性というか、考え方で取り組んでいただけている

のだなというのもいろいろな部分で理解はしていただけたと思いますので、ぜひそういったところも、答弁はいいですけれども、考えていただきたいと思います。

あともう一つ、既存施設の継続使用ということで必要最低限の補修でということですけれども、社会教育課が持っている施設以外でも当然そうなのですけれども、これから財政的な部分考えていけば行政で持っている部分、また民間で今まで使っていた部分、いろいろなところを考えながら探していくかなければならない財政状況なのかなとも思いますし、そういった時代なのかなとも思いますので、郷土資料館、文化道場なんかかなり大きいスペースのところ、広いスペースなければ移転というのがなかなか難しいと思いますけれども、そういったこともただ補修して使ってもらうのだということではなくて、探していくということもまた一つ頭に入れて今後やっていただければなと思いますが、これについて答弁いただいて私の質問終わりたいと思います。

宮崎課長 お答えいたします。ただいま委員長からご意見あったとおり、そういうことも含めて今後検討していく中でそういった視野も持ちながら考えていく必要があるのかなというふうに思います。

阿部委員長 分かりました。
ほかございませんか。(なし。の声) ないようですので、以上をもちまして文教厚生常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。